

専門実践教育訓練給付金のご案内

《無資格者・介護職員初任者研修・ホームヘルパー2級修了者の方》

■専門実践教育訓練給付金とは

厚生労働大臣の指定した専門的・実践的な教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給する制度です。

■給付を受けることができる方

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が**3年以上**(初めて支給を受けようとする方については、2年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給

受給資格の有無を本人の住所を管轄するハローワークにて 事前に照会してから受講されることをお勧め致します。 照会をせずに受給資格がなかった場合は自己責任となります。

■専門実践教育訓練給付金支給までの流れ

受給資格確認申請	<p>①申請手続きを行う前に、キャリア・コンサルタントによる「キャリアコンサルティング」を受け、ジョブ・カードの交付を受けてください。 ②受講開始日の14日前までに、下記の書類をハローワークへ提出し、申請手続きを行います。</p>
----------	--

《提出書類》

- 1.教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（ハローワークで配布）
- 2.ジョブ・カード
- 3.本人・住居所確認書類 1点（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード）
- 4.雇用保険被保険者証
- 5.教育訓練給付適用対象期間延長通知書 ※延長措置を受けていた場合
- 6.写真 2枚（最近の写真、正面半身、縦3.0cm×横2.5cm）
- 7.払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード



講座申込み	受講申込書の最下部欄の給付金の利用に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。
-------	---



受講修了 (1回目支給)	<p>教育訓練経費の50%の支給となります。</p> <p>受講修了日の翌日から1ヶ月以内に、下記の書類をハローワークへ提出し申請手続きを行います。</p>
-----------------	---

《提出書類》

- 1.教育訓練受給資格者証（受講開始前の手続後にハローワークから配布）
- 2.教育訓練給付金支給申請書 ※専門実践教育訓練実施者が発行
- 3.専門実践教育訓練修了証明書 ※専門実践教育訓練実施者が発行
- 4.領収書 5.教育訓練経費等確認書



資格取得 (2回目支給)	受講した専門実践教育訓練が目標としている資格（介護福祉士）を取得し、講座修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、 さらに教育訓練経費の20% にあたる追加給付を受けることができます。一般被保険者として雇用された日の翌日から1ヶ月以内（一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ資格取得した日の翌日から1ヶ月以内）に資格取得を証明する書類とともに申請手続きを行います。
-----------------	--



3回目支給	資格取得・就職して、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、資格取得・就職後1年以内にハローワークで申請手続きを行うことで 10%の追加給付 を受けることができます。
-------	---

《ご注意ください》

専門実践教育訓練給付金の指定講座を学校が定める受講・修了認定基準を満たし、受講及び修了した場合、実際に本人が支払った教育訓練経費の一定割合が支給されます（上限あり）

■専門実践教育訓練給付金対象講座

1. 介護福祉士実務者研修講座（無資格者）

※詳しくは厚生労働省のホームページ
もしくはハローワークでご確認ください。

受講料	122,000円
-----	----------



最大80%給付で

97,600円が支給されます。

2. 介護福祉士実務者研修講座（初任者研修、ホームヘルパー2級修了者）

受講料	91,000円
-----	---------



最大80%給付で

72,800円が支給されます。

■指定番号

講座名	指定番号
介護福祉士実務者研修講座（無資格者）	0110075-1910011-5
介護福祉士実務者研修講座（介護職員初任者研修修了者）	0110075-2020011-5
介護福祉士実務者研修講座（ホームヘルパー2級修了者）	0110075-1910021-8